

川崎市立川崎病院モニター設置要綱

平成23年 3月31日
22川病庶第1377号

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院モニター（以下「モニター」という。）を設置することにより、川崎市立川崎病院（以下「病院」という。）の運営や患者サービスの向上に関する意見、要望等を広く聴取し、もって市民から信頼される病院の実現に資することを目的とする。

(業務)

第2条 モニターの業務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 患者満足度調査の集計結果に対する意見又は提案の申出
- (2) 病院運営全般、患者サービスの向上又は医師等の研修に関する意見又は提案の申出
- (3) モニター会議（以下「会議」という。）への参加
- (4) アンケート調査等への協力

2 前項第1号及び第2号に掲げる意見又は提案の申出は、会議又は病院長から要請があった場合において行うものとする。

(定数)

第3条 モニターの定数は、10名以内とする。

(任期)

第4条 モニターの任期は、委嘱された日から翌年度の末日までとする。

(募集等)

第5条 モニターは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから公募若しくは病院長が推薦する。

- (1) 市内に住所を有する20歳以上の者
- (2) 当該病院の患者若しくはその家族又は病院ボランティア
- (3) 当該年度に国、都道府県又は市区町村の各種モニターになっていない者
- (4) 本市職員でない者

2 前項の規定にかかわらず、病院長が特に認めた者をモニターに推薦することができる。

(選考等)

第6条 モニターの選考を行うため、次に掲げる者を委員とする審査委員会を設置する。

- (1) 病院長
- (2) 病院長が指名する副院長1名（医師又は歯科医師に限る。）
- (3) 副院長（看護師又は助産師に限る。）
- (4) 事務局長
- (5) 事務局庶務課長
- (6) 事務局医事課長
- (7) 業務改善委員会の委員長

2 モニターの選考にあたっては、幅広い意見の聴取が可能となるよう配慮しなければならない。

3 モニターは、病院長が委嘱する。

(守秘義務)

第7条 モニターは、業務を遂行するに際して知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(謝礼)

第8条 モニターへの謝礼は、任期満了時に記念品の贈与をもって行うものとする。

(失格要件)

第9条 モニターが次の各号のいずれかに該当したときは、失格する。

- (1) 第5条に規定する公募又は推薦の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 辞退を申し出たとき。
- (3) モニターの職務を遂行できないとき。
- (4) モニターとして不適切な行為があったとき。

2 前項により失格したときは、病院長は書面にてモニターに通知するものとする。

(会議)

第10条 会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 病院長が指名する副院長2名以上
- (2) 事務局庶務課長
- (3) 事務局医事課長
- (4) 総務部庶務課長
- (5) 経営企画室担当課長[経営企画]
- (6) 業務改善委員会の委員長
- (7) その他病院長が指名する職員
- (8) モニター

2 議長は、病院長が副院長の中から指名し、会議を進行する。

3 会議は、議長が招集し、年1回以上開催するものとする。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、事務局庶務課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市立川崎病院モニターを設置するため、この要綱を制定するものである

。